

令和8年度

荒川中部農業水利事業
導水幹線（その11）工事

特 別 仕 様 書
（当初）

第1章 総 則

荒川中部農業水利事業導水幹線（その11）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営荒川中部土地改良事業計画に基づき、地区内の用水路に附帯するゲート・スクリーン設備の更新を行うものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市武蔵野、境、大谷及び櫛引地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | | |
|--------------------|----------|----|
| (1) ゲート設備(扉体、開閉機等) | 撤去・製作・据付 | 3基 |
| (2) スクリーン設備 | 撤去・製作・据付 | 7基 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のほか、第8章設計、第9章構造及び製作に示すとおりである。

5. 施工範囲

- (1) 本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す既設設備の撤去(ゲート設備の戸当りを除く)、設計、製作、輸送、据付までの一切とする。

なお、ゲート設備の戸当りは、既設利用とし、補修を伴わない整備は含むものとする。

- (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とする。

- 1) ゲート設備戸当りの撤去・製作・据付
- 2) 水替工事（ただし、局部的な小水替は受注者が行うものとする。）
- 3) 巻上機等を設置するコンクリート架台
- 4) ゲート・スクリーン設置に必要な仮設ヤードの造成
- 5) 施設周辺の門扉・フェンス・転落防止柵

第3章 施工条件

1. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。

なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている253日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年1月29日（工事完了期限日）まで

2. 工程制限

各施設の既設設備撤去等現場作業は、ゲート・スクリーンの据付は令和8年10月1日以降の着手を想定しているが、詳細な着手可能日・完了日等の施工工程については、監督職員及び関連工事の受注者と詳細に打合せを行うものとする。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

(1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。

(2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等14日／月を見込んでいる。

(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である。)

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（4月30日～5月2日）、夏季休暇（8月13日～8月15日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-12に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 関連工事等

(1) 受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

1) 導水幹線（その9）工事

（施工予定期間 令和8年4月～令和8年11月）

2) 導水幹線（その10）工事

（施工予定期間 令和8年6月～令和9年1月）

2. 工事中用進入路

(1) 榎堂スクリーンサイホン呑口の進入路は、市道幹47号より市道U-110号を通行して4t車で進入する計画である。

(2) 境スクリーンサイホン呑口の進入路は、市道幹44号より市道H-299号を通行して2t車で進入する計画である。

(3) 県道深谷寄居線スクリーンサイホン呑口・吐口の進入路は、県道深谷寄居線より市道T-112号を通行して2t車、4.9t吊ラフタークレーンで進入する計画である。

(4) 櫛挽入口スクリーンサイホン呑口の進入路は、市道幹49号より市道G-142号を通行して4t車で進入する計画である。

(5) 曲がりスクリーンサイホン呑口の進入路は、県道花園本庄線より市道G-147号を通行して2t車で進入する計画である。

(6) 左右分水工スクリーンの進入路は、市道U-120号より市道U-141号を通行して2t車で進入する計画である。

(7) 土塊スクリーンサイホン呑口の進入路は、県道花園本庄線より市道U-117号を通行して4t車で進入する計画である。

(8) 武川用水分岐部スライドゲートの進入路は、市道幹2号（北武蔵広域農道）より市道H-281号を通行して4.9t吊ラフタークレーンで進入する計画である。

(9) 本郷分岐部スライドゲートの進入路は、県道深谷寄居線より市道T-112号を通行して4.9t吊ラフタークレーンで進入する計画である。

(10) 調整水門ドロップゲートの進入路は、県道深谷寄居線より市道T-112号を通行して4.9t吊ラフタークレーンで進入する計画である。

3. 第三者に対する措置

(1) 公共道路の使用にあたっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに、事故防止に努めなければならない。

(2) 保安対策

現地の交通にあたっては、本工事では交通誘導警備員を計上していないため関連工事で配置された交通誘導警備員の指示に従うものとし、作業日程等について関連工事と調整し、関連工事で交通誘導警備員を配置していない日や、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとし、この場合は契約変更の対象とする。

(3) 交通対策

- 1) 資機材の搬出等により、車両が工事現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤ等の泥を除去してから通行するものとする。
- 2) 県道及び市道の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 通行止めを行う必要が生じた場合には、関連工事と調整のうえ通行止め看板（予告含む）・迂回路看板・バリケード等を設置し十分な安全対策を講じる計画書を作成し、監督職員と打ち合わせを行う。道路管理者との協議が必要となった場合は、発注者で協議を実施するが、必要に応じて現地立ち合い等に協力するものとする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。また、承諾・不承諾は、提出があった日から15日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金がある場合、受注者の負担とする。

2. 水替工

据付工事の実施に当たり、利水者と調整を行いながら、監督職員と関連工事の受注者と打合せの上、必要に応じて水替工を実施する。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）の使用に当たっては関連工事との調整を図るものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。

第8章 貸与する資料

- (1) 資料名 H28 取水ゲート他実施設計業務 報告書
R5 用水路付帯施設設計業務 報告書
R6 用水路付帯設備設計業務 報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 関東農政局 荒川中部農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 取り扱いが確実に操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 武川用水分岐部スライドゲート

仕様項目	スライドゲート
形式	ステンレス製スライドゲート
純径間	1.50m
扉高	1.00m
ゲート敷高	EL (+) 72.96m
設計水位前面	EL (+) 73.96m
設計水位面	EL (+) 72.96m
水密方式	後面三方ゴム水密
開閉装置	手動ラック式開閉機 (1本吊)
周囲条件	水質: 淡水 (9.807kN/m ³)

(2) 本郷分岐部スライドゲート

仕様項目	スライドゲート
形式	ステンレス製スライドゲート
純径間	1.50m
扉高	1.20m
ゲート敷高	EL (+) 84.048m
設計水位前面	EL (+) 85.248m

設計水位面	EL (+) 84.048 m
水密方式	後面三方ゴム水密
開閉装置	手動ラック式開閉機 (1本吊)
周囲条件	水質：淡水 (9.807kN/m ³)

(3) 調整水門ドロップゲート

仕様項目	スライドゲート
形式	ステンレス製スライドゲート
純径間	1.50 m
扉高	1.10 m
ゲート敷高	EL (+) 82.551 m
設計水位前面	EL (+) 83.651 m
設計水位面	EL (+) 82.551 m
水密方式	後面三方ゴム水密
開閉装置	手動ラック式開閉機 (1本吊)
周囲条件	水質：淡水 (9.807kN/m ³)

3. 材料

- (1) 主要材料は、JIS規格品、又は同等品以上とする。
- (2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。

第10章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書(施)第2章「機器及び材料」及び第4章「ゲート設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書(施)第3章「共通施工」及び第4章「ゲート設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書(施)第4章「ゲート設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) ゲート設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. ゲート設備

本工事で使用するゲート設備の仕様及び数量は以下のとおりとする。

(1) 扉体

- 1) 扉体は、水圧等の予測される荷重に対して十分な強度と剛性を有する構造とする。
- 2) 水密部の構造及び水密材料は、使用目的に応じた適切な形状と耐久性に富んだもので、且つ、全閉時に必要な水密を確実に保持できるものとする。

(2) 戸当り

すべて既設利用を想定している。

3. その他設備

(1) スクリーン設備

1) 設備概要

スクリーンは、水路に流入する塵芥を阻止するためのものである。塵芥は、熊手等で掻揚が容易な構造とする。本仕様書に記載無き事項は、共通仕様書（施）第7章「除塵設備」第2節「除塵機」7-2-2「バースクリーン」による。

2) 設備仕様

①榎堂サイホンスクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : (下面) 1.100m、(上面) 2.300m
有 効 高 : 1.200m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304
開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

②境サイホンスクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : 1.500m
有 効 高 : 1.200m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304
開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

③県道深谷寄居線サイホンスクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : (下面) 2.178m、(上面) 3.981m
有 効 高 : 1.803m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304

開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

④櫛引入口サイホンスクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : (下面) 1.000m、(上面) 2.100m
有 効 高 : 1.100m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304
開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

⑤曲がりサイホンスクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : (下面) 1.000m、(上面) 2.100m
有 効 高 : 1.100m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304
開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

⑥土塊スクリーン

形 式 : 可動式バースクリーン
純 径 間 : (下面) 1.078m、(上面) 2.344m
有 効 高 : 1.266m
目 幅 : 有効 150 mm
据付角度 : 60 度
設計水位差 : 1.00m (全閉時)、0.500m (操作時)
主要材質 : SUS304
開閉装置 : ワイヤロープ式(手動)
付 属 品 : アンカーボルト・ナット (SUS) 1 式

3) 固定方法

スクリーンは、アンカーにより強固に固定すること。

4. 管理設備

- (1) 既設手摺りについては、コンクリート境界部で切断するものとし、切断部の空洞には雨水等が侵入しないようにモルタル等を充填するものとする。

第11章 塗 装

1. 一般事項

- (1) 外注品の塗装仕様については、メーカー標準仕様とし塗装色は青色系とする。
- (2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、現場搬入後にタッチアップ程度の補修を行い仕上げるものとする。
- (3) 標準膜厚は各測定値の平均値とするが、最低膜厚は標準膜厚の70%以上とする。
- (4) ステンレス部材並びにコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、不動態化処理を行うものとする。
- (5) スクリーン設備の手摺、操作台等の鋼製付属設備について溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641 HDZT50）とする。

2. 施工方法

- (1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、各層毎に色分けを行い施工するものとする。
- (2) 工場での塗り残し部の塗装、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3. 塗装仕様

塗装仕様は次のとおりとする。

- (1) ゲート設備手摺り・操作台等

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
工場	素地調整	1種ケレン			
	1次プライマー	ジンクリッチプライマー(有機)	15 μ m	青色系	エアレス [®] スプレー
	第1層	エポキシ樹脂塗料下塗り(大気部用)	80 μ m		
	第2層	エポキシ樹脂塗料下塗り(大気部用)	80 μ m		
	第3層	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	40 μ m		
	第4層	ポリウレタン樹脂塗料中塗り	30 μ m		

第12章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、図面「施工位置図」に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等のデータは、測地成果2000に対応したものである。

3. 輸送

(1) 受注者は、輸送に先立ち関係法令に基づき、輸送方法、輸送ルートを決定し、安全な輸送を行わなければならない。

(2) 据付を行う設備及び機器等を、現場に一時仮置きする場合は、監督職員と協議するものとし、設備及び機器の保管には万全を期するものとする。

4. 機械設備

(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

(4) スクリーンの据付に当たっては、以下の機械にて揚重作業を行うことを想定している。

- 1) 榎堂サイホン 4tトラッククレーン
- 2) 境サイホン 2tトラッククレーン
- 3) 県道深谷寄居線サイホン 4.9t吊りラフタークレーン
- 4) 櫛引入口サイホン 4tトラッククレーン
- 5) 曲がりサイホン 2tトラッククレーン
- 6) 土塊スクリーン 4.9t吊りラフタークレーン

なお、現地調査のうえ、上記により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、必要と認められる場合は契約変更の対象とする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

据付材料名	提出資料
アンカーボルト	カタログ、試験成績書

6. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

注) が該当部分である。

7. 建設資材等の搬出

本工事の施工に伴う建設資材廃棄物の発生は想定していないが、発生した場合は監督職員と協議するものとする。

第13章 試験及び検査

1. 検測又は確認

- (1) 本工事の施工段階確認は行わないが、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- (2) 工場で行う確認は、日本国内の工場で行うものとする。

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。

- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

3. 既済部分検査

受注者は、既済部分検査により確認した出来形部分の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良な管理を行うものとする。

第14章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。

(1) 主任技術者

建設業法第7条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

(2) 監理技術者

① 建設業法第15条第2項イ又はロ、又はハに該当する者であること。

② 監理技術者資格者証を有する者であること。

ただし、監理技術者資格者証を平成16年3月1日以降に交付されている場合は、講習修了証についても有する者であること。主任技術者または監理技術者は、入札公告によるものとする。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書(施)による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に、URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第15章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 交通誘導警備員の配置が必要となった場合
- (3) 第三者との協議によるもの

- (4) 現場進入路の拡幅及び据付ヤード等の必要が生じた場合
- (5) 不可抗力によるもの
- (6) 法・基準の改正に係るもの
- (7) 発生材仮置き場が変更となった場合
- (8) 歩掛調査の対象となった場合
- (9) 仮締切、水替工が必要となった場合
- (10) 土木構造物の補修、撤去等が必要となった場合
- (11) 第 17 章 4 に示す遠隔確認に使用する機器等の費用が必要となった場合。
- (12) 据付用機械等の変更が必要となった場合
- (13) 第 9 章 構造及び製作 2. ゲート設備及び 3. その他設備に示す仕様及び数量等が変更となった場合
- (14) 箱抜き部の二次コンクリート工事及びコンクリートはつり工事を変更追加する場合
- (15) その他、監督職員が必要と認めたもの

第 16 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 17 章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第 1 章 1-1-27 及び第 1 章 1-1-29 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R、又は BD-R） 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合にはその理由を付して通知するものとする。

3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術的課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に問わず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議及び設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に２部を備え付けなければならない。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア 洋式（洋風）便器

イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

ウ 臭い逆流防止機能

エ 容易に開かない施錠機能

オ 照明設備

カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

ケ サニタリーボックス

- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- 【推奨する仕様、付属品】
- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

7. 週休 2 日制工事の 試行

(1) 本工事は、月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休 2 日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 週単位の週休 2 日とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休 2 日とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費(率分)及び現場管理費(率分)を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日	月単位の週休2日
現場閉所率	1週間に2日以上	28.5%(8日/28日)以上
労務費	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.05	1.04
現場管理費(率分)	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

8. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」の発行を行う工事である。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} (\text{※1}) \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \text{※2}$$

※2 補正係数 : 1.2

(※1) 契約変更時は「基準日から工期末までの真夏日」に置き換える

10. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『幹線上流(施工場所①)、櫛挽入口スクリーンサイホン呑口(施工場所②)、曲がりスクリーンサイホン呑口(施工場所③)、榎堂サイホン呑口(施工場所④)、境サイホン・武川用水分岐部スライドゲート(施工場所⑤) (以下、工事箇所という)』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。

- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額

とする。さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。

- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする

11. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第18章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上または製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。